

吹田市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

アメリカのサブプライムローン問題に端を発します世界的な金融危機の影響による経済不況が、雇用・労働の状況を悪化させ労働者に深刻な影響を与えていることは十分認識しております。また現在までも、本市では、地域産業の振興と発展、それに対する労働力の供給・雇用の確保・安定を一体的にバランスよく事業として取り組むことが重要であるという認識のもと、施策を進めてまいりました。

そのようななか、本市では在住・在勤・在学の方々を対象に、無料職業紹介事業「JOBナビすいた」を11月4日に開設させていただきました。「JOBナビすいた」は、市内における雇用の安定・確保はもちろんのこと、地域の人材を地域で活かすことによる地域経済の活性化を念頭に置いております。また、「JOBナビすいた」における求人開拓に際して、市の職員が直接事業所に訪問する形をとり、事業所との意見交換や連携の可能性に関して対話を行っております。

今後も雇用・労働と産業振興とが車の両輪であるとの認識のもと、施策の推進に努めるとともに、大阪府や大阪労働局などの関係機関と連携し、雇用の確保・拡大に努めてまいりたいと考えております。

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

本市におきましても、4つの取り組みの柱に基づき、従来からの就職困難者に対する相談にあわせて、若年層に対する就職支援機関として本年7月に「JOBカフェすいた」を設置し、また、11月には就職支援の出口ともなります職業紹介を行う機関として「JOBナビすいた」を設置するなど、就労支援に関する拠点整備に取り組んでおります。

また、「JOBナビすいた」における求人開拓に際して市内事業所を直接訪問し、雇用ニーズの把握に努めるとともに、障害者の雇用促進に関しても働きかけを行うなど、様々な側面から就労支援の取り組みを実施しているところです。

今後も、関係機関と連携しながら、雇用・就労支援施策の充実に取り組んでまいります。

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

若年者や中高年齢者・母子家庭の母・障害者などの就職困難者等に対する就労支援として、従来から市内2ヶ所のセンターにおきまして地域就労支援事業による相談に取り組んでおります。

また本市におきましては、今年度から市内のNPOと協力してニートや引きこもりに関する相談事業を開始するとともに、若年者の就労支援を充実させるために昨年7月に「JOBカフェすいた」を開設いたしました。さらに、11月には就労支援の出口ともなります無料職業紹介事業「JOBナビすいた」を開設し、その求人開拓にあたって直接事業所を訪問し、細かなニーズを把握するとともに障害者の雇用に関して働きかけを行っているところです。

今後も、就労支援の実施にあたり様々なニーズや課題に対応できるよう、施策の充実に努めてまいります。

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

平成16年の労働基準法や労働者派遣法の改正から、今年の最低賃金法やパート労働法の改正など、労働者を取り巻く状況がここ数年大きく変化しています。労働者が自己の権利確保のために必要な知識を身につけることはもちろん、雇用者側が法令等を正しく理解し、労働者に対して適切に周知・実施していくことが最も重要なことであると認識しています。

そのため、本市におきましては、市広報誌や勤労市民ニュースをはじめホームページにおいて広報・周知に努めながら、また、「三島地域はたらく人たちの法律セミナー」と題した労働関連法に関する法律セミナーを、三島地域の市町や大阪府と協力して毎年実施しています。あわせて、市内企業約160社が加入しております吹田企業人権協議会におきましても、研修会の実施や情報提供を行い、周知・啓発に努めております。

今後も、労働者が安全に、また安心して働き続けられるよう、市内事業所に対して法令等の趣旨の周知・広報を行い、労働者の権利確保が適切に図られるよう努めてまいります。

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

本市では、現在のところ公共工事における総合評価入札制度を導入しておりません。

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

少子化が急速に進むなか、限られた労働力をいかに活かすかが課題になっており、そのために、個人が自らの希望に基づき安心して働き、また自らの仕事に働きがいと意欲をもてるよう社会全体で取り組んでいく必要があると認識しており、本市におきましても、大阪府をはじめ関係機関と協力し、「仕事と生活の調和の推進」に関しまして、研修会の実施など周知・啓発に取り組んでいるところです。

今後とも、引き続き「仕事と生活の調和の推進」に向け、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

市内中小企業は地域の活性化にとって重要な役割を担うものであり、各種の振興施策を展開していくなかで、異業種の交流を深めるような取り組みについても検討してまいりたいと考えております。

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

企業誘致施策につきましては、まちのもつ魅力を発揮して企業誘致や企業者の定着を図れるよう、今後商工振興施策検討部会等で検討してまいりたいと考えております。

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

融資制度の拡充につきましては、本市の財政状況などから困難と考えておりますが、本年10月

末から始まりました緊急制度融資の認定を行いました約400の事業所に対して、追跡調査を行うためアンケート調査を実施する準備を進めております。その調査結果を踏まえて、厳しい財政状況下ではありますが、事業者の負担軽減を少しでも図るために、実現可能な施策を検討してまいります。

(3) - ② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

従来より地元業者育成の観点に立ち、市内中小業者に対し受注機会の確保を図ってきたところです。地場企業への優先発注につきましては、大規模工事等の発注により大きく影響を受けるところですが、今後も地場企業への受注機会の拡大に努めてまいります。

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

中小企業庁からの委託により、(財)大阪産業振興機構が取り引きに関する中小企業者の相談を無料で行う「下請かけこみ寺」事業を実施しており、チラシの設置等により啓発を行っているところです。

3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

本市は、平成18(2006)年度から平成32(2020)年度までの15年間で展望した「吹田市第3次総合計画」を策定し、本市の将来像として「人が輝き、感動あふれる美しい都市すいた」を掲げております。この将来像を実現していくためには、自主・自律の市政運営を確立するとともに、複雑化した社会的課題に柔軟に対応できる活力ある地域社会の形成をめざした、持続可能なまちづくりに取り組まなければなりません。

また、平成19(2007)年1月に施行した「吹田市自治基本条例」において、市民が積極的に市政へ参加・参画をすることにより、地域の課題を市民と行政が共に担い合う社会の創造を謳っております。このようなまちづくりは、市民と行政の協働による市民主体のまちづくり、すなわち、市民が主役で行政が支援する「みんなで支えるまちづくり」であります。上記のようなビジョンを市民の皆様には市のホームページ及び広報紙等によりお示ししております。

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

- ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
- ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。
- ③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。
- ④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(一括回答)

(2)①～④について、本市は、平成17(2005)年6月に、平成21(2009)年度に向けた「後期財政健全化方策(平成17(2005)年度～平成21(2009)年度)の基本的な考え方」をまとめ、財政健全化を効果的に進めるため、この基本的な考え方について市民の皆さんからの意見を募集するとともに、財政問題を考える集いを開催し意見交換などを行いました。市民の皆さんからは、福祉の大切さについての多数のご意見や、人件費などに関する様々なご意見をいただきましたが、この間の検討を通じて、厳しい財政状況にあっても時代の変化に対応した市民サービスの展開と市民福祉を守ることを念頭に置き、具体的な方策の策定を進めてまいりました。

また、各職場の職員から提出された事業の見直しにつきましては、経常的物件費の枠を決めた配分型予算制度などの推進のなかで具体化を図るとともに、全庁的な課題などにつきましては、行政改革推進本部で検討し、具体化を図り、財政健全化と行政構造の改革に向けた取り組みを推進してまいります。

- (3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

本市におきましては、平成12年4月の地方分権一括法の施行以前から、平成9年4月に施行された大阪版地方分権推進制度に基づき、自主的な判断と選択で府からの事務移譲を進めてまいりました。この制度では、事務移譲に伴います財政的な措置といたしまして、移譲事務交付金の支出についても定められております。また平成19年4月には、この制度による権限移譲を一層効果的に進めるため、施策分野別に関連する事務を一括で移譲する「パッケージ方式による事務移譲」が導入され、本市におきましても、障害者支援パッケージ等の事務移譲を受けております。

今後につきましても、地域における総合的な行政主体としての機能を強化するために、市民に身近な事務は、より市民に身近な団体である市が担うことを基本として、権限移譲に伴うメリット・デメリットを十分に勘案しながら、大阪府や国からの権限移譲を進め、市民サービスの向上につなげていきたいと考えております。

- (4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

地方分権改革の課題である税源移譲のさらなる推進など、地方税財源の充実・確保について、これまでも国に対し要望を行っているところでございます。

また、平成21(2009)年度国の予算に関する要望のなかで、府市長会を通じ、「地方税財源の充実強化に向け、国と地方の事務配分を踏まえ、消費税を基本に国から地方へのさらなる税源移譲を行い、地方一般財源の充実確保を図りたい」とした財源確保についての要望を行っています。

4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

本市におきましては、市立市民病院など4つの二次救急告示病院があり、24時間体制で救急患者の受け入れをしております。さらに、日曜日と祝日及び年末年始の昼間に市立休日急病診療所が内科・小児科・外科・歯科の診療を行っております。また小児科につきましては、豊能広域ごとも急病センターにおいて夜間・休日の診療を行っており、市立市民病院では土・日・祝日及び年末年始の昼間に小児科の診療を行っております。

このような状況のもと、本市では地域医療の充実に向け、大阪府や市内各医療機関と協力して地域医療連携体制の整備に努めてまいります。

市立吹田市民病院におきましては、医師・看護師不足の解消のためには女性職員の活用が不可欠であるという考えのもと、産前・産後休暇はもちろん、当直勤務免除、通勤緩和休暇・妊産婦通院休暇・育児時間休暇・看護休暇の制度を整備するとともに院内保育所を運営し、働き続けられる環境を整備しているところです。また、未就業看護職の有効活用を図るため、アルバイト看護師の時間給設定などライフスタイルに対応した雇用を検討するとともに、看護職の採用に関わる情報の周知や未就業看護職の再就職を支援するために大阪府看護協会が実施する「看護力再開発講習会」の広報についても、より有効な方法を検討してまいります。

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

介護従事者の資質向上のために、介護保険事業者連絡会で取り込まれる研修について会場の提供等の支援を行っているところです。また、介護従事者の労働条件については、第一義的には労

働基準監督署等の指導に服するべきであると考えておりますが、介護保険サービス事業者の適正な運営のためには、各種法令の順守が求められるのは当然であり、事業者に対し介護保険法に基づく指導を行うにあたっては従事者の労働条件等についても留意してまいりたいと考えております。

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

障害者自立支援法における利用者負担額が1割の定率負担となったことから、急激な負担増を緩和しサービスの利用阻害を防ぐため、平成18(2006)年度から3年間の暫定措置として本市独自の緩和策を実施しており、昨年度に続き今年度についても国が実施した負担軽減措置に沿って本市軽減措置の見直しを行い、国の負担軽減措置の対象とならない世帯や補装具等のサービスの利用者についても市独自の軽減措置を行っているところです。

また国に対しては、大阪府市長会等を通じ負担軽減措置を継続して行うよう要望しているところです。

来年度以降の利用者負担のあり方につきましては、現在、国において検討が進められている障害者自立支援法改正・見直しの動向を見極め、対応してまいりたいと考えております。

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

本市では、平成18年3月に策定いたしました「健康すいた21」の中で「休養・こころの健康づくり」を重点項目と定め、メンタルヘルスに関する啓発活動を行うとともに、大阪府やその他の団体で実施されている相談窓口についての情報提供を行っております。

このような状況のもと、大阪府や関係機関との連携を図り、なお一層の施策の充実を努めてまいります。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを産み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうねからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

- ① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

これまで、本市では待機児対策を優先課題として、定員の弾力化による受け入れ増や平成12年度以降の社会福祉法人が行う新設・増設により定員増を支援して来た結果、待機児は減少しましたが、平成19年度から再度増加に転じております。平成19年4月1日現在の待機児数が57名となり、4月1日現在の待機児数が50名以上の場合は、国の通知により、待機児対策としての保育計画の策定が義務付けられていることから、平成19年度に「吹田市保育計画」を策定いたしました。この保育計画に、平成20年度及び平成21年度の待機児対策を盛り込んでおり、それ以降は、待機児数の推移を見極めながら、「次世代育成支援行動計画」の後期計画に変更が必要か否かを検討してまいりたいと考えております。

(1)－② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）

(回答)

休日・夜間・延長保育などの本市の保育制度につきましては、「吹田市次世代育成支援行動計画」に基づき、平成21年度までの目標値を定め、その実現に向けて取り組んでいるところでございますが、夜間保育・延長保育につきましては、目標値を達成しております。休日保育につきましては、平成20年度現在2ヶ所で実施中ですが、目標値を3ヶ所としていることから、平成21年度中に新たに1ヶ所で実施できるよう、検討中でございます。

(1)－③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

すべての公立保育所と一部の私立保育所で実施している地域子育て支援センター事業では、育児のノウハウを蓄積している保育所の実績を活かしながら、就学前の子どもと保護者を対象とした育児教室や子育てサークルへの育成支援、育児相談、親子で楽しめる行事、施設の一部開放などを実施しています。さらに、地域の子育て支援に関する事業を実施している私立保育所に対して助成することで、子育て中の保護者がより身近なところで支援を受けることができるよう子育て支援事業を進めていきます。

また、市内を12の地域に分けて、地域子育て支援センターである保育所を中心に児童会館・児童センター、公立幼稚園、民生・児童委員や福祉委員など地域の子育て支援に関する機関や団体と連携し、地域における親子の現状や課題等を交流することで、子育て支援のネットワークが広がっています。

地域住民の相互援助活動であるファミリーサポートセンターにつきましては、活動件数や会員数は年々順調に伸び、地域における子育て支援の輪が広がりました。今後は、事業のさらなる推進に向け、援助会員の拡大を図ってまいります。

(1)－④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継

継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

公立保育所の運営費や施設整備費の一般財源化により、本市の保育所運営におきましても多大な影響を受けているところではありますが、これまで築いてきた本市の保育制度の質が低下することのないよう、努力してまいりたいと考えております。また、国・府から十分な財源措置が講じられるよう、府市長会を通じて引き続き要望してまいります。

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

小学校・幼稚園の昼間警備員の配置につきましては、厳しい財政状況ではございますが、子どもの安全確保や保護者の不安解消を図るため、継続できるように関係部と協議してまいります。

児童の放課後対策につきましては、平成15年度より、子どもたちが自由に遊べる場所として運動場等の活用を推進する「こどもプラザ事業」を開始しました。その内容は、月1回～毎週水曜日など、地域の実情に合わせて地域やPTAの保護者の方々の協力により事業が進められています。各小学校区での児童の参加率は年々高くなり、子どもたちにとってはとても楽しみな時間となっています。この事業をもっと充実・発展させたいと考えています。

そこで、昨年度より「太陽の広場拡充実施モデル事業」を実施し、「太陽の広場」事業と学童保育（留守家庭児童育成室）事業の連携を一層強め、全児童の「共通の居場所」を広く提供できるように実施しているところでございます。地域の学校長（キャプテン）を配置することにより、広場における責任者が明確となり、緊急時の対応や学校や学童との連絡調整などがスムーズに行われております。キャプテンを中心に、“地域との協働”をコンセプトに、より発展させた形で展開できています。

なお、平成21年度末には、3年間のモデル事業を実施した課題を整理し、今後の放課後の子どもの居場所づくりについて検討を行います。
(教育委員会)

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

本市におきましては、職業に関する知識と勤労の意義などの職業観を身につけ、さらに自己の将来の進路選択に向け、主体的・積極的に意思決定ができる能力形成をめざし、キャリア教育の

一環として「職業体験」の取り組みを進めております。子どもたちの社会への目を広げるとともに、とりわけ日本の発展を支えてきた物づくりについて触れる機会をもつことは、子どもたちの将来の進路選択にもつながる重要な教育実践と捉えております。

教育委員会としましては、我が国の未来を担う子どもたちが望ましい職業観や勤労観を身につけるよう、今後も関係団体や企業と連携を図りながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、小学校第1・2学年における35人学級については、大阪府が独自に平成16年度から段階を追って充実させ、平成19年度より完全に実施されています。今後もこの施策が継続されるよう、本市としても、機会を捉えて大阪府教育委員会に要望しているところです。（教育委員会）

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

本市では、平成16(2004)年の児童虐待防止法・児童福祉法の一部改正により市町村の役割が明確化されたことに伴い、平成17(2005)年度から家庭児童相談員を配置しました。家庭児童相談員は、児童虐待の相談や家庭における児童の養育等に関する相談を来庁・電話・家庭訪問などにより行うほか、各種福祉サービスのコーディネート、関係機関や地域との連携による見守りなどを行っています。また、児童虐待防止ネットワーク会議において、子ども家庭センター等関係機関との連携・調整を行うとともに、相談・支援の体制整備と機能強化を図っています。

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、「第2次すいた男女共同参画プラン」におきまして、配偶者暴力相談支援センターの設置の検討、配偶者暴力防止・被害者保護に関する基本計画策定の検討を盛り込み、施策のさらなる推進を図っているところです。

また、啓発や相談窓口の情報提供、DV相談の実施などに取り組んでおりますが、引き続き研修や庁内外の関係部署との連携を強め、支援体制の整備・充実に取り組んでまいります。

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

本市におきましては、平成14(2002)年に「吹田市男女共同参画推進条例」を制定し、平成15(2003)年に条例に基づく具体的な行動計画である「すいた男女共同参画プラン」(第1次計画)を策定し、男女共同参画センターを拠点に男女共同参画社会の実現に向け様々な取り組みを実施してまいりました。本年には引き続き計画的な事業の推進を図るため「第2次すいた男女共同参画プラン」を策定し、取り組みを進めております。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門(家庭・オフィス)など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

本市域内におきましては、基幹的道路網となります都市計画道路の整備を、大阪府と本市により進めているところでございます。大阪府において3路線(3工区)が事業中であり、本市におきましては、平成20(2008)年3月に都市計画道路千里丘豊津線 原町工区(朝日が丘町から原町3丁目約1,000m)の整備が完了し、供用開始しております。

本市域の都市計画道路は、現在モノレール専用道2路線を含め46路線あり、その整備状況は、大阪府による事業中区間を含めますと約84%の進捗状況となっております。今後も新規2路線の事業化を予定しており、本市の財政状況も勘案しながら道路交通網の整備に努めてまいりたいと考えております。

②につきましては、現在見直し中の「吹田市環境基本計画」において、「自転車利用や歩いて暮らせるまちづくり」を掲げ、公共交通利用をさらに推進することを通じて、運輸部門における温室効果ガス排出量の削減を図ります。

③につきましては、市民・事業者等との連携を強化し、「アジェンダ21すいた」などを活用しながら、増加傾向にある民生部門の温室効果ガス排出量の削減を図ります。

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

本市の平成19(2007)年度のごみのリサイクル率は13.3%で、大阪府平均を上回ってはいますが、全国平均に近づけるよう、大阪府との連携を強化し、市民・事業者と協働してさらなる「3R」の推進に努めてまいります。

食品廃棄物の利活用につきましては、生ごみの堆肥化などでのリサイクルに努めているものの、全市域が市街化された本市においてはできた堆肥の利用先確保が難しく、課題も多くありますが、有効活用が図れるよう今後とも研究・検討してまいります。

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

本市では、「吹田市地域防災計画」に基づき、大規模災害に備え、避難場所の確保などその対策を進めているところです。

避難所となる市有建築物の耐震化につきましては、平成18年度に耐震化計画を策定し、耐震化を進めているところです。

また、現在、住宅などの耐震診断費用の一部の補助を実施しておりますが、今後さらに耐震化を進めるべく補助制度の拡充に努めているところです。一定条件を満たす木造住宅で耐震改修工事をする際に、耐震改修費用の一部を助成する制度の早期実施に向けて現在取り組んでいるところです。

なお、教育委員会からの回答は下記のとおりです。

学校施設につきましては、児童・生徒はもちろんのこと、災害時の避難場所でもありますことから、地域住民の安心・安全面からも、特に、小・中学校の屋内運動場の耐震化を優先して実施いたしております。今後の計画としまして、屋内運動場の耐震化を平成23(2011)年度に完了する予定です。また、校舎につきましては、平成19(2007)年度より実施しております市有建築物の耐震化計画の中で取り組んでいます。

(教育委員会)

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

本市では、平成17年度に犯罪を未然に防ぐことを目的に、青色回転灯を付けたパトロール車で小学校・幼稚園・保育園・児童センターなどの周辺や、ひたたりや空き巣などの犯罪多発地域を中心に巡回パトロールを開始しております。平成18年度からは、巡回パトロールを週5日に拡

張り、夜間の巡回パトロールや不審者情報があればその地域を重点的に巡回するなど、警察と連携し、防犯パトロール体制を強化しておりますが、自らの町は自ら守るとして、現在4地域で青色防犯パトロールカーを導入し、積極的なパトロール活動を実施されており、その地域へ平成20年度から燃料費の補助を始めたところです。

また、連合自治会や吹田防犯協議会をはじめ地域の方で結成された子ども見守り隊などの様々な防犯活動団体の活動拠点として、安心安全コミュニティスポットを設置される地域に補助をしております。現在6地域ですでに設置され本年度も3地域で設置される予定となっております。

「安心して暮らすことのできる安全なまち」は市民みんなの願いであり、本市では、市や教育委員会・吹田警察署などの公的機関と自治会連合協議会やPTA協議会・社会福祉協議会・青少年対策委員会連絡協議会・防犯協議会・商工会議所などの各種団体により、吹田市安心安全の都市づくり協議会が結成され、また平成20(2008)年3月14日には、吹田市議会において「安心安全の都市まちづくり宣言」が全会一致で採択されました。

この宣言を契機に安心・安全のまちづくりを推進していくため、市民・企業・行政が一体となった取り組みを今後とも進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

全城市街化区域の本市におきましては、農業経営を取り巻く生産環境は厳しい状況にあります。現在、小松菜・ほうれん草などの軟弱野菜類を中心とした農産物の生産に励んでおられる農家の協力を得て、春の「産業フェア」、秋の「花とみどりのフェア」において、市内で生産されている農産物の販売や吹田の農業の紹介を行っております。また、米の生産調整により生じた不耕作地の有効活用として、さつまいも園を開設していただき、市内の育児サークルなどの「さつまいも掘り」を斡旋しております。そして、今年度から学校給食の食材として市内産農作物の供給を始めております。今後も引き続きこれらの事業に取り組み、「地産地消」の推進を図ってまいります。

食料自給率につきましては、市内産農産物の生産量及びその食用志向割合の把握が困難なため、目標値の設定をしておりません。地産地消の取り組みにつきましては、平成21(2009)年度には、市内36すべての公立小学校で、1回以上は市内産農作物を使用した学校給食を実施することなどを目標値として設定しております。

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

本市におきましては、日本国憲法の理念に基づき、すべての人の人権が尊重される潤いのある豊かな社会をめざして「吹田市人権尊重の社会をめざす条例」を平成12年3月に制定し、豊かな人権感覚で満ち溢れた社会の創造に向けて、様々な人権啓発に取り組んでおります。

基本的人権の精神の普及高揚を図るため、「憲法と市民のつどい」「市民ひゅーまんセミナー」「人権フェスティバル」の開催などを通じて、様々な人権侵害に対しまして啓発活動を推進してまいったところでございます。今後とも、様々な人権啓発活動の強化に努め取り組んでまいりますとともに、相談・支援の強化、人権に関わる情報の提供、あるいは国際理解の促進など様々な人権課題に応じた施策を推進してまいりたいと考えております。

人権を救済するための法整備に向けましては、大阪府を通じまして、国に働きかけてまいりたいと考えております。

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市は、昭和58(1983)年8月に平和を希求する市民の総意のもとに「非核平和都市宣言」を行い、その理念に基づき、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向けまして、戦争の悲惨さ・命の尊さ・平和の大切さを次の世代に語り継ぎ風化させることのないよう、様々な非核平和啓発活動に取り組んでまいったところです。

毎年8月には、「市民平和のつどい」を開催し、平和コンサートをはじめ非核平和に関するパネルや、市民から寄贈していただきました戦時中の生活用品や軍隊に関する実物資料等を展示した非核平和資料展を開催しているところでございます。

7. 独自要請

北大阪急行桃山台駅前のバスターミナルについて、現在のターミナルの飽和状態を早急に緩和すること。

(回答)

本要請内容については、早期に現地調査を実施した結果、ターミナルの飽和状態については認識しております。第2ターミナルの新設となると用地確保の問題等もあり、財政状況を考えると大変困難な状況ですが、桃山台駅及び周辺バリアフリー化整備とあわせて、今後検討してまいりたいと考えております。

自然冷媒を用いたヒートポンプ等、環境負荷低減の観点から必要な設備の導入を促進するため、建築基準法第52条第14項に基づく容積緩和措置を積極的に適用していただきたい。

(回答)

建築基準法第52条第14項に基づく容積緩和につきましては、平成18年に許可取扱要綱を作成し運用しているところでございます。本制度は良好な市街地環境の確保とともに、省資源・省エネルギーの促進及び高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進することを目的としておりますが、本制度適用における特例許可をするにあたっては、周辺住環境への計画上の配慮が欠かせないとして、周辺への影響の軽減が建築審査会で認められることを基本要件としております。今後とも本制度の適正な運用を図りながら、積極的に適用を検討してまいりたいと考えております。